

家畜共済の共済掛金率と共済目的の種類

- ・ 家畜共済の共済掛金率は、「共済目的の種類」ごとに設定
- ・ 「共済目的の種類」とは、「共済目的（牛、馬、豚）」を、共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分したもの
- ・ 包括共済の中に複数の「共済目的の種類」が含まれる場合の共済掛金率は、「共済目的の種類」ごとの掛金率を、それぞれの価額の合計額を重みとして加重平均することにより算出

【乳牛の雌等（包括共済対象家畜の一つ）の共済掛金率】

- ライフサイクルに応じて飼養管理方法が異なり危険の程度に違いがあることから、3つの共済目的の種類に区分。
- 共済掛金率は、組合員等ごとに、3つの共済目的の種類の掛金率を、当該組合員等が飼養するそれぞれの価額の合計額を重みとして加重平均して算出。



（乳用子牛等）

乳牛の子牛で出生後第5月の月の末日までのもの及び乳牛の胎児。胎児から育成段階前半までの牛を想定。

（育成乳牛）

乳牛の雌牛で出生後第5月の月の末日から第13月の末日までのもの。育成段階後半から種付けが始まる前のまでの牛を想定。

(成乳牛)

出生後第13月の月の末日を経過したもの。種付け開始以降の牛を想定。
ただし…

- 組合員等ごとの「育成乳牛」と「成乳牛」の飼養頭数構成比率がおおむね等しい料率地域の共済目的の種類



- 組合員等ごとの「乳用子牛等」と「育成乳牛」と「成乳牛」の飼養頭数構成比率がおおむね等しい料率地域



【共済目体の種類をさらに細かく年齢別に区分しない理由】

- ① 対象期間が長い成乳牛であっても、包括共済の仕組みを採っていることから、組合員等別の飼養牛の年齢構成比は、料率地域別に見ておよそ等しいこと（平均供用年数6～7年（4産）程度）
- ② 共済掛金率の設定方法には、別途、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因に応じた「危険段階別の共済掛金率」の設定方法があること
- ③ 細かな年齢別区分は事務が煩瑣となり、農家負担や国民負担が増加するおそれがあること
- ④ 細かな年齢区分は制度を複雑にするおそれがあるが、農業者には理解しやすい仕組みとする必要があること。